

施設・設備の維持補修に係る承認手続漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団が実施した平成25年度大阪府立中河内救命救急センターの管理運営業務に係る施設、設備の維持補修工事36件（契約金額合計54,366千円）のうち、32件（契約金額合計10,129千円）について、大阪府の事前承認を得ていなかった。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務基本協定書に基づき施設、設備、外構を維持補修する場合には、あらかじめ大阪府の承認を得ることを徹底されたい。</p> <p><b>【大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務基本協定書】</b> (リスク負担) 第11条 (略) 2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。</p>	<p>財団職員に対して、施設、設備、外構を維持補修する場合には、あらかじめ大阪府の承認を得ることの周知徹底を図った。 今後は、適正な事務執行に努める。 また、緊急を要する修繕に関しては、あらかじめ大阪府の承認を得ることができないため、大阪府と協議の結果、業務契約書において「速やかに維持修繕しなければ、センターの管理運営上、支障を来たすものについてはこの限りではない」と規定した。</p>